

様式第 10

循環型社会形成推進地域計画改善計画書

地域名	構成市町村等名	計画期間	事業実施期間
四万十市	四万十市	平成 28 年度～令和 3 年度	平成 28 年度～令和 3 年度

1 目標の達成状況
(ごみ処理)

指 標	現状 (割合※1) (平成27年度)	目標 (割合※1) (令和 3年度) A	実績 (割合※1) (令和 3年度) B	実績/目 標※2	
排出量	事業系 総排出量	3,132 t	2,700 t (-13.8%)	3,066 t (-2.1%)	15.2%
	1 事業所当たりの排出量	1.31 t	1.17 t (-10.7%)	1.24 t (-5.3%)	49.5%
	生活系 総排出量	8,886 t	7,710 t (-13.2%)	8,652 t (-2.6%)	19.7%
	1 人当たりの排出量	237 kg/人	219 kg/人 (-7.6%)	265 kg/人 (11.8%)	-155.3%
合 計 事業系生活系総排出量合計	12,018 t	10,410 t (-13.4%)	11,718 t (-2.5%)	18.7%	
再生利用量	直接資源化量	0 t (- %)	0 t (- %)	0 t (- %)	—
	総資源化量	3,171 t (26.4%)	2,960 t (28.4%)	2,818 t (-11.1%)	-18.8%
エネルギー回収量	エネルギー回収量 (年間の発電電力量)	3,427 MWh	2,970 MWh	3,481 MWh	
最終処分量	埋立最終処分量	0 t (0.0%)	0 t (0.0%)	0 t (0.0%)	—

※目標未達成の指標のみを記載。

(生活排水処理)

指 標	現 状 (平成27年度)	目 標 (令和 3年度) A	実 績 (令和 3年度) B	実績/目 標※3	
総人口	34,688 人	32,800 人	32,653 人	99.5%	
公共下水道	汚水衛生処理人口	8,828 人	8,398 人	8,100 人	
	汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	25.45 %	25.60 %	24.81 %	-426.7%
集落排水施設等	汚水衛生処理人口	713 人	685 人	648 人	
	汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	2.06 %	2.09 %	1.98 %	-266.7%
合併処理浄化槽等	汚水衛生処理人口	18,538 人	18,778 人	19,139 人	
	汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	53.44 %	57.25 %	58.61 %	
未処理人口	汚水衛生未処理人口	6,609 人	4,939 人	4,766 人	

※目標未達成の指標のみを記載。

2 目標が達成できなかった要因

「事業系ごみの総排出量及び1事業所当たりの排出量」が目標値を達成できなかった要因は、地域計画期間中の事業者への啓発活動による影響が当初計画を下回ったことやクリーンセンター西土佐からの脱水汚泥の搬出量が計画を上回ったことなどが考えられる。また、「生活系ごみの総排出量及び1人当たりの排出量」が目標値を達成できなかった要因は、資源ごみの買い取り価格の低下により、家庭ごみ減量チャレンジ事業を令和2年度で終了したため、それまで地区が業者に回収してもらっていた資源ごみが、一定数持ち込まれたことによるものと考えられる。

「再生利用量の総資源化量」は、スラグやメタル、飛灰の資源化量が当初計画を下回ったためと考えられる。

「公共下水道の汚水衛生処理人口と汚水処理人口普及率」が目標値を達成できなかった要因は、公共下水道区域の拡大によるものと考えられる。

「農業集落排水施設の汚水衛生処理人口と汚水処理人口普及率」が目標値を達成できなかった要因は、対象地区人口の減少によるものと考えられる。

3 目標達成に向けた方策

上記のとおり達成できなかった項目について、下記のとおり対策を講じる。

「事業系ごみの総排出量及び1事業所当たりの排出量」については、企業活動の向上とごみ排出量の増加は関連することが考えられるため、企業活動に支障なく排出量を削減することができるよう、従業員の意識の向上や企業内での継続的な取り組みについての啓発など、事業所に対し協力を求めている。

「生活系ごみ排出量」については、「1人当たりの排出量」の現状と目標値の乖離が大きい状況となっているため、目標達成は容易ではないが、さらなる1人当たりのごみ量の削減を目指し、本市の広報誌、ホームページ等を通じて住民への啓発を継続的に実施していく。

「再生利用量」については、スラグやメタル、飛灰等の資源化を引き続き実施し、再生利用量の増加を図っていく。

「生活排水処理」の内、公共下水道及び農業集落排水施設の汚水衛生処理人口及び汚水衛生処理率については、戸別勧奨や広報等により普及啓発活動を行い、処理区域内の普及世帯の増加を図るとともに、評価結果を次期計画において反映させる。

(次期計画：令和4年度から令和8年度)

(都道府県知事の所見)

別紙のとおり